

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成21年5月21日(木)午後7時00分～午後8時20分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子 (教育委員長職務代理者)
4番委員 和田重宏 (教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 学校教育部長 | 木目田 和 義 |
| 生涯学習部長 | 和 田 豊 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 桐 生 薫 |
| 文化財統括担当参事兼生涯学習部文化財課長 | 塚 田 順 正 |
| 教育総務課長 | 曾 我 勉 |
| 学校教育課長 | 伊 澤 秀 一 |
| 教職員担当課長 | 西 村 泰 和 |
| 教育指導課長 | 柳 下 正 祐 |
| 生涯学習センター担当課長 | 高 橋 幸 男 |
| スポーツ課長 | 荻 谷 一 義 |
| 課長補佐兼指導主事・指導担当主査兼相談担当主査事務取扱 | 栞 畑 寿 一 朗 |
| スポーツ課長補佐・管理担当主査事務取扱 | 杉 崎 貴 代 |
| (事務局) | |
| 教育総務課課長補佐・総務担当主査事務取扱 | 座 間 亮 |
| 教育総務課上級主査 | 瀬 戸 英 樹 |

4 議事日程

- 日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告（平成21年度6月補正予算）について（生涯学習政策課）
- 日程第2 議案第12号 平成22年度使用教科用図書の採択方針について（教育指導課）
- 日程第3 議案第13号 小田原市文化財保護委員の委嘱について（文化財課）
- 日程第4 議案第14号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて（スポーツ課）
- 日程第5 議案第15号 小田原市スポーツ振興基本指針について（スポーツ課）

5 その他

- (1) 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（教育総務課）
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会について（教育指導課）
- (3) 新型インフルエンザに関する対応について（学校教育課）

6 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…山田委員、青木委員に決定
- (3) 日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告（平成21年度6月補正予算）について（生涯学習政策課）

提案理由説明…教育長、生涯学習センター担当課長

青木教育長…それでは、報告第4号「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会6月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習センター担当課長…それでは御説明申し上げます。歳入といたしまして（項）雑入、（目）教育費雑入として、コミュニティ助成事業助成金1500万円を計上するとともに、歳出といたしまして（項）社会教育費、（目）生涯学習センター費にかかる橘団地一般住宅公民館建設費補助金1500万円を計上するもので、助成事業の申請者である小田原市として歳入したのち、当該公民館を管理する地元自治会に交付するものです。これは、地区公民館であります橘団地一般住宅公民館が、老朽化に伴い建替えの必要が生じたため、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し建設費の一部を助成するものです。内容につきましては、別紙「橘団地一般住宅公民館建設費補助金について」のとおりですが、この事業は宝くじの普及広報事業の1つとして認定されているもので、神奈川県内で3件以内となっております。以上でございます。

（質疑・意見等なし）

（４）日程第２ 議案第１２号 平成２２年度使用教科用図書の採択方針について

（教育指導課）

提案理由説明…教育長、教育指導課長

青木教育長…それでは、議案第１２号「平成２２年度使用教科用図書の採択方針について」を御説明申し上げます。これは、平成２２年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは御説明申し上げます。まず、これまでの経緯についてご説明いたします。はじめに小学校についてお話をいたします。小学校は、平成２３年度から新学習指導要領に対応した新しい教科書を使用することになります。そのための教科書検定が今年度（平成２１年度）に行われ、来年度（平成２２年度）に採択となります。平成２２年度使用の教科書については、「現在使用している同一の教科書を採択しなければならない」と平成２１年４月１５日付けの文部科学省初等中等教育局長名の通知「平成２２年度使用教科書の採択について」で示されております。従いまして、小学校

については平成22年度までは現行の教科書を使用することとなります。

中学校につきましては、小学校よりも1年後の平成24年度から新学習指導要領が完全実施となりますので、平成24年度から新しい教科書を使用することとなります。採択につきましても、本来なら小学校と同様の扱いになる予定でしたが、平成21年3月末に文部科学省の検定を通ったものが中学校歴史教科書で新たに1社ありました。この新しい検定本がなければ、小学校と同様に前回の採択替えて用いた資料を利用して、採択手続きの一部を簡略化することが可能でしたが、この新たな1社の検定本を調査研究するために、調査委員会をもとに、中学校の歴史教科書の採択をしていくこととなりました。このような経緯を踏まえ、お手元の資料の教科用図書採択方針を作成いたしましたので、簡単に説明をさせていただきます。1の(1)につきましては、学校教育法附則第9条の規定に基づき、教科書目録に登載されている教科書のうちから採択すること。ということでございます。1の(2)につきましては、平成22年度使用小学校用教科書については、平成21年度使用教科書と同一の教科書を採択する。平成22年度使用中学校用教科書については、社会(歴史的分野)以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことをかんがみ、社会(歴史的分野)以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にもっとも適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その一部を簡略化することができる。1の(3)につきましては、採択の公正確保、開かれた採択に努める、静ひつな採択環境を確保すること。で例年通りの内容でございます。2は、採択基準で文部科学省及び県教委の指導に則ったものでございます。例年の採択方針と異なる点は、1の(2)の中段の「平成22年度使用中学校用教科書については…」以降の文言が、今年度付け加えられている点であります。また、「その一部を簡略化する」とは、中学校歴史教科書のみ調査委員会を開き、採択について検討するという意味であります。以上の採択方針は、平成21年4月30日付文書「平成22年度義務教育諸学校教科用図書採択方針について」という通知に基づいて作成いたしました。今後、開催されます採択検討委員会にて確認され、採択の手続きを行っていきますので、本日の議案として載せさせていただきます。

した。以上で説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 議案第13号 小田原市文化財保護委員の委嘱について(文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財統括担当参事

青木教育長…それでは、議案第13号「小田原市文化財保護委員の委嘱について」を御説明申し上げます。文化財保護委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財統括担当参事…それでは御説明申し上げます。小田原市文化財保護委員につきましては、小田原市文化財保護委員会規則により任期は2年と定められており、平成21年5月31日をもちまして任期が満了いたします。また、委嘱にあたりましては、同規則により文化財に関する学識経験のある者のうちから委嘱することとなっております。そこで、後任につきましては人選をしましたところ、これまで本市の文化財行政について専門的な立場から適切な御指導や御助言をいただいていたまいりました9名の方々に引き続きお願いするとともに、新たに、現委員が専門としない近代史を専門分野とし、横浜開港記念館に勤務するなど、県内の近代史についても造詣が深い吉良芳恵氏をお願いするものです。以上のとおり、文化財保護委員として適任と思われますので、委員の委嘱をいたしたく提案するものです。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第4 議案第14号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて(スポーツ課)

提案理由説明…教育長、スポーツ課長

青木教育長…それでは、議案第14号「小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。スポーツ振興審議会委員につきましては、人事異動等に伴います推薦母体からの推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

スポーツ課長…それでは御説明申し上げます。スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条4項の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から選出することとなっております。現在、スポーツ振興審議委員は、平成20年9月1日から平成22年8月31日までの2年任期の継続中ですが、このたび推薦母体であります小田原市小学校長会から役員改選に伴いまして次のとおり委員の推薦がありました。小田原市小学校長会から選出され、委嘱しておりました杉崎憲男委員に代わり、加藤陽子様を推薦をいただきました。これにつきましては、スポーツ振興審議会委員として適任と思われますので、委員の委嘱をいたしたく提案するものです。任期は前任の残任期間とし、平成22年8月31日となります。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第5 議案第15号 小田原市スポーツ振興基本指針について(スポーツ課)

提案理由説明…教育長、スポーツ課長

青木教育長…それでは、議案第15号「小田原市スポーツ振興基本指針について」を御説明申し上げます。「小田原市スポーツ振興基本指針」は、昨年度から作成にとりかかり、市民スポーツアンケートの実施やスポーツ振興審議会での審議を経て、行政案として取りまとめができましたので、それにつきまして議決を得ようとするものです。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

スポーツ課長…それでは御説明申し上げます。本市スポーツ振興に係る指針や計画につきましては、現総合計画「ビジョン21おだわら」の中で、「生涯スポーツ

の推進」として位置付け推進しておりますが、社会環境の変化など様々な要因を踏まえ、昨年度から「小田原市スポーツ振興基本指針」の策定にとりかかりました。市民スポーツアンケートの実施やスポーツ振興審議会での審議を経て「指針案」を作成いたしました。本日の定例会でのご審議を経て「成案」とさせていただきたいと考えております。さて、本指針案の策定の背景・趣旨についてですが、資料の1ページから2ページにかけて示してございます。スポーツ環境の変化や、子どもたちのスポーツ活動の機会の減少、さらには国や県のスポーツ振興に係る計画改訂などが策定の背景となっています。サブタイトルとして「動かそう、あなたの体、スポーツで」というメッセージを添えましたが、これは、市のスポーツ振興を図る上で、参加する市民が主役となり、「まず、体を動かすことから始める」という視点に立ったものです。本指針は市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものでありますが、目標年次につきましては、平成23年度スタート予定の新総合計画の前期基本計画の目標年次に合わせ、平成28年度としています。また、本指針を推進していく上での基本計画・実施計画につきましては、新総合計画の中で反映させてまいりたいと考えております。資料の3ページから7ページにかけて、本市スポーツ振興における「現況と課題」を示させていただきました。「スポーツ環境の変化」から「スポーツ環境の整備・充実」まで、主に「市民スポーツアンケート」の結果を踏まえた現状分析をしてありますが、7項目のうち2-2、「本市におけるスポーツの実施状況」について補足説明をいたします。「市民スポーツアンケート」の結果として、本市の「スポーツ実施率」は43.7%という結果が出ました。スポーツ実施率は、1回あたり30分以上の運動を週1回以上行った割合を示すものですが、国が平成18年に行った44.4%という結果をやや下回り、同じ年に県が行った39.7%という結果は上回るものとなっています。さらに、スポーツを全くしない人の割合が37.8%という結果が出ており、ここではスポーツ活動のきっかけづくりにも重点的に取り組む必要性を取り上げています。続きまして8ページをお開きください。これら7つの「現況と課題」を踏まえ、参加する市民が主役となるよう、3つの「目標」を設定させていただきました。まず、1つ目として、これは現総合計画でも謳われていますが、「生涯スポーツ社会の実現」です。本指針では、さらに充実したものとなるよう、地域や学校を始め、体育振興会や総合型地域スポーツクラブなど、関係機関の新たな連携を重要なテーマとして掲げています。次に2つ目として「子どもたちのスポーツ活動の推進」です。先ほどご説明させていただきました

たとおり、子どもたちの体力向上を重要なテーマとして、さらに、スポーツのすそ野を広げるためにも、子どもたちが、運動場等の屋外、さらに自然と親しみながら野外で元気に体を動かせるよう、スポーツ環境を整備することを2つ目の目標に掲げました。最後に3つ目として、数値目標を掲げました。まず、9ページの棒グラフをご覧ください。19年度、左の色の一番濃い部分が、スポーツを全くしない人の割合で、37.8%、右側の色の白い部分が、スポーツ実施率、週1回以上運動を実施する人の割合で、43.7%であります。そして、その間が、運動を実施してはいるが週1回に満たない人の割合で、18.5%であります。これらのうち、目標年次の28年度までに、スポーツを全くしない人の割合を15%減らすとともに、スポーツ実施率を60%へ向上させることを3つ目の目標としました。本指針としては、スポーツ実施率60%も大きな目標ですが、スポーツをする人、しない人の2極化を防ぐためにも、また、目標年次以降のスポーツ実施率の向上を図るためにも、スポーツを全くしない人を減らすことも重要なテーマとしています。それでは、資料の10ページをお開きください。「スポーツ振興基本指針」についてですが、ただいま説明させていただきました「目標」を達成するため、7つの「現況と課題」を踏まえまして、基本指針では3つの視点を設定いたしました。まず1つ目の「する」スポーツの振興ですが、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができることにより、生涯スポーツ社会の実現を目指しています。また、ここでは、スポーツをする機会がなかった人たちへのきっかけづくりもスポーツ振興を発展させていく鍵としています。次に、「みる」スポーツの振興です。「みる」スポーツは、スポーツ文化の新しい楽しみ方として定着しつつありますが、「みる」スポーツは家族で楽しむこともでき、気軽に取り組めることから、スポーツの裾野を広げることも期待できます。また、トップレベルのスポーツを「みる」ことによって、スポーツをする動機付けだけでなく、競技力（＝競技スキル）の向上につながることも期待されることから、2つ目として、「みる」スポーツの振興を掲げています。最後に「支える」スポーツの振興です。情報発信等のシステムの構築や施設整備を始め、「支える」スポーツを支援することもスポーツ振興に必要不可欠なものと言えます。さらに、施設整備等のハード面だけでなく、関係団体の連携強化やイベント等で活躍するスポーツボランティアの活動も、ソフト面からスポーツを「支える」大きな柱となることから、3つ目として、「支える」スポーツの振興を掲げました。次のページ以降には、先ほど説明させていただきましたとおり、20年2月に実施いたしました「小田原市民スポー

ツアンケートの結果」、そして、本指針の策定経過を示す資料を添付させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(質 疑)

山口委員…4ページに運動を1日30分以上行っている場合のグラフが載っていますが、アンケートの項目の13ページには、アンケートの間2として週に3日以上と2日程度と1日程度などという選択肢が書かれています。この項目では週に3日以上が最高になっていますが、4ページのグラフには週に4日以上という人が132人います。設問と一致していないようですが直す必要があるのではないのでしょうか。

スポーツ課長…再度精査いたしまして、ご報告させていただきます。

和田委員長…4ページに既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブとありますが、この総合型地域スポーツクラブの内容について説明してください。

スポーツ課長…2010年までに、全国の市町村に少なくとも1つ設置するという国の方針に、小田原市としても積極的に従いまして、総合型地域スポーツクラブを2団体設立いたしました。団体の内容としてはニュースポーツを1種目ないし2種目程度実施するという形でスポーツの普及に努めております。

和田委員長…総合型スポーツクラブというと、子どものスポーツのあり方について、もう少し多様なスポーツを経験できるような団体だと思ったのですが…

スポーツ課長…子どもから大人や高齢者まで、気軽にできるスポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じての交流も図れるような活動をしているものが総合型地域スポーツクラブになります。

和田委員長…もう少し具体的な詳しい内容が知りたいので、2団体の内容や総合型地域スポーツクラブの意味しているものなど次回説明願います。

スポーツ課長…次回、具体的内容等について資料を提示させていただきながら御説明いたします。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) その他報告事項1 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(教育総務課)

教育総務課長…別紙資料1をご覧ください。この点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施するもので、第三者による知見を入れて評価をするものです。昨年度は定例会において審議していただき、12月の市議会に報告をさせていただきました。その上で市民への公表を行いました。今年度につきましては、平成20年度に行った主要な事務事業の点検及び評価を行いますが、9月の市議会の決算時に合わせた形で報告ができるよう準備をさせていただきます。また、8月の定例会でご審議いただけるよう資料4手続きにあります所要の事務を進めてまいりたいと考えておりますのでご了解いただきたいと思います。以上でございます。

(質疑・応答なし)

(9) その他報告事項2 小田原市教科用図書採択検討委員会について(教育指導課)
教育指導課長…別紙資料2の「小田原市教科用図書採択検討委員会設置要綱」をご覧ください。今までは、教育委員さん5名すべての方に採択検討委員をお願いしてまいりました。しかし、教育委員会定例会で最終的に採択をすることから、すべての委員さんがメンバーになるのではなく、他の代表が2名であることから、教育委員会も2名の方に検討委員会に入っていただく事と変更させていただきました。さらに第8条の庶務の部分ですが、機構改革で学校教育課ではなく教育指導課が行うことから変更させていただきました。また「今後の予定」が最終ページにございます。前回の定例会でも提示させていただきましたが、日時と場所、会議開始時刻が明確になりましたので、本日の資料として入れさせていただきました。早速第1回採択検討委員会が、6月3日の15時から小田原合同庁舎で行われますので、教

育委員さんの中で2名の方の出席をいただくということになりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…教育委員の2名については、同じ方がずっと続けてという意味でよろしいでしょうか。

教育指導課長…そうなります。

(その他質疑・応答なし)

(10) その他報告事項3 新型インフルエンザに関する対応について(学校教育課)

学校教育課長…別紙資料3の「新型インフルエンザの対応について」をご覧ください。

国の各省庁と県教育委員会と市教育委員会の対応状況について時系列で記載したものであります。市の教育委員会の対応につきましては、県教育委員会を通じまして、国や県の情報の提供を受けて、予防策や修学旅行などの対応について実施をまいりました。主な対応といたしまして、4月30日に各小中学校及び幼稚園に児童生徒の予防策及び相談窓口に関する通知を出しました。5月18日には健康観察を実施し毎日の健康状態の確認を行うように指示をいたしました。また、15日～17日の日程で城南中学校の修学旅行が実施され京都・奈良方面ではございましたが、帰ってきてから1週間程度は同じ中学校区にあります大窪小学校と早川小学校を含めまして、特に健康観察を実施するよう指示を出しました。現時点での健康観察では特に異常はないと報告を受けておりますが、引き続き観察をまいります。なお、鴨宮中学校が23日の土曜日から修学旅行に出発いたしますが、当初の予定では大阪・京都・奈良方面でしたが、大阪方面については京都・奈良方面に変更するよう指示をいたしました。5月19日には修学旅行における小田原市教育委員会の考え方について、各中学校に通知をいたしました。内容は、学校を閉鎖した地域には修学旅行を含めた学校活動では行かないという基本的な考え方を示しました。5月20日には手洗い等の徹底について通知するとともに図解されたパンフレットを

送付し、更なる徹底を図ったところでございます。次のページの資料は、国からの基本的な対処指針等に関する通知になりますが、この指針等に基づきまして神奈川県教育委員会と協議しながら市教育委員会では対応しております。特に裏面の8に国内の修学旅行について記載があり、現段階では一律に自粛を含めた再検討を求める情勢ではないが、今後の発生動向などを踏まえ、適切に対応することとなっております。小田原市教育委員会といたしましては、現段階では京都と奈良方面で修学旅行は実施する予定でおります。最終ページの資料は、修学旅行の日程表になります。この日程表は県の修学旅行連合会で作成されたもので、2年前から作成に向けて準備されているものです。JRの運賃が半額になることや宿泊場所が確保できるなど利点がございます。小田原市の中学校としては、橘中学校が6月15日に帰ってきて終了となる予定です。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…逆に関西方面から修学旅行で関東方面に来るというケースはどうでしょうか。

学校教育課長…現在は、ほとんど中止又は延期となっていると聞いています。

山口委員…大阪を避けても、帰りの新幹線は気を付けなければならないと思います。

学校教育課長…奈良方面に行った場合、新大阪から新幹線に乗るケースがありますが、この場合も京都から乗るように連絡をしております。

山口委員…新大阪からウイルスを持って乗っている方も考えられますので、密閉空間の中で長時間新幹線に乗ることは注意が必要だと思います。

学校教育課長…マスクを各自持参するようお願いをしております。

青木教育長…学校教育課ではマスクの確保はどうしているのですか。

学校教育課長…通常の季節性のインフルエンザ用として、児童・生徒1人1枚分を確保しております。

山口委員…感染予防よりもウイルスを持っている方が、人にばらまかないマナーを徹底させることが重要で、手洗い等もちろん大事ですが、咳のエチケットを徹底的にやるのが大切だと思います。髪の毛や服などどこでも付くの

で、マスクだけでは万全ではないということです。秋から冬にかけては、さらに重症化するインフルエンザが蔓延することが予想されていますので、ここでしっかり対応すれば今後役に立つと思います。

山田委員…もし、今小田原市で新型インフルエンザに感染した方が出た場合、具体的なマニュアルとかは出来ているのでしょうか。

木目田部長…市町村でマニュアルを持っているところはほとんどないと伺っています。県がマニュアルを作っているのですが、サンプルとして市町村に出すのですが、小田原市では現在出来ておりません。基本的にタミフルについては、県が備蓄しており、状況により市町村に自動的に届くことになっています。感染症の指定医療機関が県内に7ヶ所ありますが、近隣では足柄上病院しかありません。発熱外来については市立病院が行うようになりましたが、あくまで外来であって隔離する部分については足柄上病院になります。7つの指定医療機関でベット数が74しかありませんので、大量に感染者が出ますと対応しきれなくなります。したがって、関西で流行しているような状況になれば、一般の医療機関の中で診察していただいて軽度の方については自宅療養をすることになると思われれます。国の作成したマニュアルは、非常に毒性が強い鳥インフルエンザを想定して作成されておりますが、今回の新型インフルエンザはそれほど毒性が強くない状況ですので、本日報道で全国を感染地域、感染患者はおりますが人から人で移っていない確認地域、未感染地域の3つに分けた対応の中で、どういうアクションができるのかということで早急に検討することです。マニュアルを作ることは重要ですが、状況が日々変わっておりますので、難しいところです。先ほど修学旅行の報告をさせていただきましたが、12校中11校がこれからです。昨日鴨宮中学校で保護者会が開催されましたが、皆さんが是非行かせてほしいというご希望が多かったことなどから、できれば6月15日には全部の中学校の生徒が修学旅行に行ってこれるように、教育委員会としては日々の状況を気にかけているところです。教育長さんがきちんと先頭に立っていただいております、感染があつて休校がある地域には行かせないという基本方針がありますので、その状況になりましたら保護者の方にご理解をいただくこととなりますが、時期を変更して実施するこ

とも難しいところもございます。今後とも教育委員会としての的確な指示をしていきたいと考えております。以上でございます。

青木教育長…予防対策で先ほどマスクの話が出ましたが、マスクが買えないだとか、足りないという状況も考えられるので、小田原市としても生徒に配布できる体制を調えることが必要ではないでしょうか。

木目田部長…秋以降にインフルエンザの流行も懸念されますので、小田原市感染症等危機管理会議にマスクを備蓄する対策について対応をとれるよう提案をさせていただきます。現在教育委員会では児童生徒に1枚程度、枚数にして1万6千枚程度の備蓄になっております。

和田委員長…備えがあれば、市民は安心しますので是非よろしく願いいたします。

山口委員…現在は感染症に対しての話ですが、医師会ではこれを感染症として扱うか、災害対策で扱うかという話が出ていました。小田原市の備蓄倉庫にもマスクは絶対に必要ですし、災害時にも使用できますので備蓄を少しでも多くするほうが良いと思います。

(その他質疑・応答なし)

(11) 委員長閉会宣言

平成21年6月25日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（青木委員）